

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査のご案内

投票日

10月27日(日) 投票時間
午前**7時**～午後**8時**まで

期日前投票

※期日前投票期間は投票所により異なります。場所・時間の詳細については裏面をご覧ください。

投票所のお知らせ

投票所には、同封の「投票所のお知らせ」をお持ちになってください。

このお知らせは、**世帯ごと**に送付しています。投票には**ご自身の「投票所のお知らせ」**が必要になりますので、お知らせの取り間違いにご注意ください。

- ※1 「投票所のお知らせ」を紛失した場合でも投票することができますので、投票所係員にお申し出ください。
※2 「投票所のお知らせ」が届いても、投票される日に選挙権がない方は投票することができません。

選挙公報の配布

選挙公報は、**下記期間**までに各世帯の郵便受け等に順次配布予定です。届かない場合は、板橋区選挙管理委員会にご連絡ください。

10月25日(金)まで

※区施設(地域センター、区民事務所、図書館)にも順次備え置きます。
※板橋区選挙管理委員会のホームページにも掲載されます。

不在者投票

「仕事が終わってからでは投票時間に間に合わない」、「長期出張で投票に行けない」、「帰省している」などの理由により板橋区内で投票することができない方は、滞在先の選挙管理委員会で投票することができます。

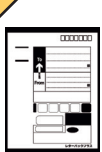
郵便での不在者投票の請求には**日数がかかります**ので、**お早めにご請求ください**。

1 投票用紙を請求する



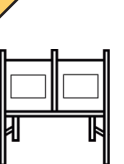
同封の「投票所のお知らせ」裏面の **A 欄** と **B 欄** に必要事項を記入のうえ、板橋区選挙管理委員会まで郵送してください。代理の方が直接お持ちになっても結構です。東京共同電子申請・届出サービスサイトより電子申請による投票用紙の請求もできます。電子申請には、署名用電子証明書付きのマイナンバーカードと IC カードリーダーライターが必要です。区ホームページよりご確認ください。

2 投票に必要な書類一式が送られてくる



ご記入くださった送付先に板橋区選挙管理委員会から、投票用紙、不在者投票証明書などの投票に必要な書類一式を郵便(レターパックプラス)でお送りします。送付書類一式の中にある注意事項などの案内をよくお読みください。

3 滞在地投票を行う



郵送された書類一式を持参し、滞在先の区市町村の選挙管理委員会で投票日の前日までに投票してください。投票用紙は、板橋区選挙管理委員会に郵送されます。受付場所や投票時間については、選挙管理委員会によって異なり、土曜・日曜は受付ができない可能性もありますので、滞在先の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。



投票における制度や取組について



障がいのある方や病気やケガ、その他の理由で投票することが困難な方など、誰もが投票しやすいよう様々な制度や投票所での支援・お便いをさせていただいております。

投票所内での支援について

1 付き添い・誘導のお手伝い

投票の際に、投票所内の移動の付き添いや案内を係員にたのむことができます。

2 補助犬の同伴

投票所内には、補助犬も一緒についていって投票することができます。

3 メモや筆記具の持ち込み

投票したい方の名前などを書いたメモや使いなれたペン等を持ち込むこともできます。

4 投票支援カード

同封している「投票支援カード」(宛名票裏面)にお手伝いして欲しいことを記入し、係員へ渡し、お手伝いして欲しいことをたのむことができます。投票所で職員への声掛けが難しい方や事前に支援して欲しいことを伝えたい方はご活用ください。

5 投票補助物品の貸出

次の補助物品を使用することができます。

- ・車いす ・文鎮 ・ルーペ ・老眼鏡 ・点字器 ・筆談ボード
- ・視覚障がい者用筆記補助具 ・車いす用の記載台
- ・滑り止めシート ・投票支援カード ・コミュニケーションボード

投票方法のご案内

点字投票

目が不自由で、点字による投票が可能な方は、点字投票ができますので、お申し出ください。点字器は、全ての投票所に備え付けてありますが、ご自身の点字器をお持ちいただいても構いません。

代理投票

投票用紙への自書が困難な方は、お申し出によりご本人に代わって投票所職員が、投票用紙へ代筆します。なお、家族や同行者等が代筆することはできません。

1 受付



投票する人が代理投票を伝えてください。口頭で伝えるか、メモや同封の投票支援カードに書いて渡すこともできます。

2 投票所の中へ



2人の職員が代理投票のお手伝いをさせていただきます。不安な時には家族やヘルパーさんに側にいてもらうことができます。職員に相談してください。

3 投票



投票したい人や政党を係員に伝える時は、メモや氏名等掲示を指差しするなどしてお伝えください。お伝えくださった内容に間違いがないよう一緒に確認しながら、投票用紙に係員が代筆します。

投票所に行くことが難しい方へ

1 指定病院等での投票制度

各都道府県の選挙管理委員会が指定した施設・病院に入所(院)されている方は、施設・病院内において不在者投票ができる場合があります。詳細は直接、施設・病院にお問い合わせください。

2 郵便等投票制度

重度の障がい、要介護で投票所に行けない方で、**一定の要件を満たす方**は、自宅で投票用紙を記入し、郵便で投票することができます。詳細は、区ホームページ又は選挙管理委員会までお問い合わせください。



区ホームページ お問い合わせ

電話 03-3579-2681 FAX 03-3579-2687 板橋区選挙管理委員会 〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号

期 日 前 投 票 の ご 案 内

※期日前投票期間は板橋区役所とそれ以外の投票所により異なります

投 票 所	期 間		時 間
	開始日	最終日	
①板橋区役所	10月16日(水)	10月26日(土)	午前8時30分から 午後8時00分まで
②志村健康福祉センター			
③舟渡ホール			
④高島平区民館			



上記4か所の投票所以外では投票できません。ご注意ください。

ご来場の際は、公共の交通機関をご利用ください。板橋区役所、(※)志村健康福祉センター、高島平区民館には駐車場がございますが、駐車台数に限りがあるため、混雑時は長時間お待たせすることがあります(※は身障者用のみ)。

①板橋区役所 南館2階人材育成センター



- 【住所】板橋 2-66-1
- 都営三田線「板橋区役所前」下車 1分
 - 東武東上線「大山」下車 10分
 - 高島平駅または高島平操車場～池袋駅西口バス「板橋区役所」下車 1分

②志村健康福祉センター 3階運動室



- 【住所】蓮根 2-5-5
- 都営三田線「蓮根」下車 6分
 - 成増駅北口～赤羽駅西口または池袋駅西口～高島平操車場バス「志村健康福祉センター入口」下車 2分
 - 赤羽駅西口～高島平操車場バス「西台中学校」下車 5分

③舟渡ホール 1階レクリエーションホール



- 【住所】舟渡 1-14-5
- JR埼京線「浮間舟渡」下車 3分
 - 東武練馬駅～浮間舟渡駅バス「舟渡一丁目」下車 3分

④高島平区民館 3階ホール(高島平地域センター併設)



- 【住所】高島平 3-12-28
- 都営三田線「高島平」下車 5分
 - 東武練馬駅～浮間舟渡駅バス「高島平警察署」下車 1分



板橋区選挙管理委員会

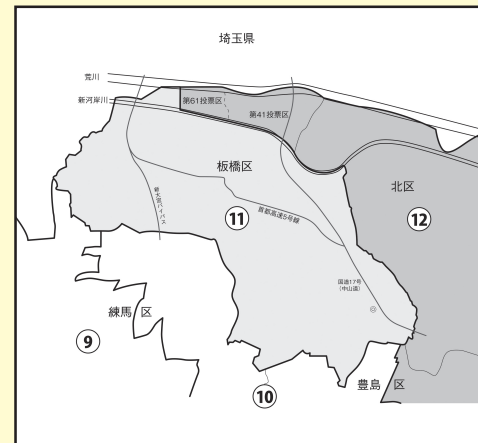
〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号
電話 03-3579-2681 FAX 03-3579-2687
投票所の混雑状況は右記二次元コードから確認できます



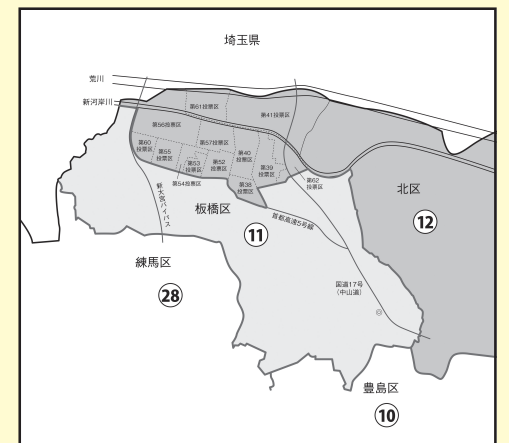
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました

令和4年11月に公職選挙法の一部が改正され、従前から東京都第12区であった、舟渡一～四丁目(第41投票区)及び新河岸一・二丁目(第61投票区)に加え、下記の投票区も東京都第11区から東京都第12区へ変更となります。

変更前



変更後



◆ 改定前より東京都第12区であった投票区(引き続き東京都第12区)

変更なし	第41投票区	舟渡一丁目・舟渡二丁目・舟渡三丁目・舟渡四丁目
	第61投票区	新河岸一丁目・新河岸二丁目

◆ 改定後、東京都第11区から12区へ変更となった投票区

新規編成	第38投票区	相生町・蓮根一丁目・蓮根二丁目1～8番
	第39投票区	坂下一丁目34～41番・坂下二丁目3～33番 坂下三丁目6番・8～19番・25～33番・36～37番
	第40投票区	蓮根二丁目9～31番・蓮根三丁目
	第52投票区	高島平一丁目
	第53投票区	高島平二丁目1～5番・10～18番・25～31番
	第54投票区	高島平二丁目6～9番・19～24番・32～34番
	第55投票区	高島平三丁目
	第56投票区	高島平六丁目・高島平七丁目・高島平八丁目・新河岸三丁目
	第57投票区	高島平九丁目
	第60投票区	高島平四丁目・高島平五丁目
	第62投票区	坂下一丁目27番・29～33番・坂下二丁目1～2番 坂下三丁目1～5番・7番・20～24番・34～35番 東坂下二丁目

◎区割り変更があった方はご注意ください

1 衆議院(小選挙区選出)議員選挙で投票する候補者が変わります

選挙区割りの変更に伴い、東京都第12区小選挙区選出の候補者の中から投票していただくことになります。

2 期日前投票の受付場所が変わります

期日前投票は左記の4つの期日前投票所でのみ投票することができます。他の期日前投票所では投票することができませんのでご注意ください。